

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	公 布 日	昭和38年3月8日
条 例 番 号	昭和38年三重県条例第11号	直 近 改 正 日	平成18年10月24日
所管部局課	警察本部生活安全部生活環境課	電 話 番 号	059-222-0110(3182)
条例の概要	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民及び滞在者の平穩な生活を保持するため、当該行為等を禁止するために必要な事項を定めるものである。	条例の類型	規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地域社会や家庭構造の変化、価値観の多様化、規範意識の低下等が顕著な現在の社会情勢において、県民及び滞在者(以下「県民等」という。)の平穩な生活を保持するため、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止する必要性は、制定当時より更に高まっており、妥当性を有する。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	条例の対象は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を行う者であり、当該行為を禁止するためには、地方自治法第14条第2項の規定により、条例で定める必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例の規定に基づいて、禁止行為の防止対策及び違反者の取締りを行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	条例に規定する禁止行為については、全国の都道府県条例と同様の規定であり、県民等の生活の平穩を保持するためには、必要かつ妥当な規制である。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	県民に義務を課すには、地方自治法第14条第2項の規定により、条例で定める必要がある。また、条例による規制の実効性を担保するため、罰則(刑罰)を設ける必要があり、罰則(刑罰)を設けるには、地方自治法第14条第3項の規定により、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第14条第2項及び第3項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	本県はもとより、他の都道府県の同様の条例について、憲法、その他法令に抵触するとされた判例はない
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に規定する禁止行為に基づいて違反者の取締りを行っており、実務上の手続との間に異なる点はない
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的を達成するために必要な規制を定め、その規制の実効性を担保するために必要な罰則(刑罰)を定めており、整合が図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例に規定する禁止行為のいずれかを廃止した場合には、当該禁止行為を他法令により取り締まることは困難であることから、明らかな支障が認められる。また、罰則を廃止すれば規制の実効性が確保できない。

効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	県民等の平穏な生活を保持するため、条例に規定する禁止行為及び罰則については、全て必要であり廃止すべき規定はない	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	条例の規定は、全国の都道府県条例と同様の規定となっており、現在のところ、特に追加すべき事項は認められない	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	この条例における効果は、県民等の平穏な生活を保持することであり、一方のコストは、県民等に条例に規定する行為を禁止し、その違反者には刑罰を科すことである。罰則は禁止行為の態様に応じ、迷惑性の高さや被害者感情等を考慮して規定しており、公共の安全と秩序の維持という観点から適正に配分されていると考える	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	この条例による規制は、全ての県民等の平穏な生活の保持のためのものであり、一部の県民に限られていない	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	条例に規定する禁止行為は全ての県民に課せられ、その一部の違反者には罰則が科せられる。しかし、違反者によって侵害される県民等の平穏な生活を守るためには、必要な負担である	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える		無	無